

スポーツ権存立の可能性に関する研究

A Study on the Possibility of the Subsistence of Sport as Rights.

新保 淳
Atsushi SHIMBO

（平成4年10月12日受理）

Abstract

I try to make clear the reasons from the view of awareness to the rights of the people that the theory of the sport as rights argued from midyear 1960 to 1980 has not been enacted as a law by the government.

The results are summarized as follows:

The relationship between the government and the people is not equal stand before the law. Because the relationship between the Japanese and the law has been controlled by government since Meiji Era. Therefore, the awareness the rights to in Japanese is rarity.

Secondarily, it is useful to take account of a view point suggested by Rovert Simon, in his book "Fair Play." Simon suggests that we have the right to equal opportunity. This equality is base to consist of grounds of an argument in the Sport as Rights. All of fact start to this norm of equality.

In future by changing demand of leisure, it is possible that the Sport as Rights affects to the awareness of Japanese.

1. 問題の所在

スポーツを享受する権利、いわゆる「スポーツ権」が叫ばれて久しい時が経過しているが、伊藤（1975）が指摘したように、今日の民営スポーツクラブの盛況という状況を見るかぎり、現代のスポーツ環境は、民営＝受益者負担を基本とし、人々のスポーツ欲求をスポーツ需要へと転化させる、という方向に進んでいると捉えるのが妥当であろう〔1〕。

内海（1988）は、「スポーツ権研究主要論文」として、1972年以降に発表された論文を整理しているが、それによれば、70年代に盛んに行なわれたスポーツ権に関する議論も、80年代半ばからはほとんど見られず、1986年の佐原の論文は、それまでのスポーツ権論を総括するかのような形態をとっている。

しかしながら、1991年にアメリカで出版されたスポーツ倫理に関する著書において、スポーツにおける平等性を中核的な論点として、いわゆるスポーツ権にかかわる議論が見られる。ここでは、スポーツにおける平等性をベースとして、「個々人には、スポーツを行なうことによ

て得られる基本的利益が存在するか」、という主旨の議論がなされ、結局は、スポーツをする「機会」は、当然、平等に与えられるべきであるという結論に達している。

これらのことより、今一度、スポーツ権について再検討することは、スポーツと人間とのかかわりを吟味するうえで、さらには、スポーツ権存立の可能性を考えるうえで、重要な意味を持つと考える。

2. 研究の目的と方法

本研究の目的は、スポーツ権存立の可能性について明らかにすることを目的とする。

そのため、まず、これまでに日本においてなされてきたスポーツ権に関する議論を概観することによって、その主張の要点、論拠等を明確にし、次に、現時点で、なぜ日本でそれらの議論が受け入れられていないのかについて、川島の「日本人の法意識」を参考に考察する。さらに、サイモンの「フェア・プレイ」の中で考察されている、スポーツにおける平等性論からも、スポーツ権そのものの存立の可能性について検討を加えることにする。

3. スポーツ権論の概観

スポーツ権という用語は、「権利としてのスポーツ」を意味している〔2〕。1965年11月の新日本体育連盟（以下、新体連と略す）の創立は、まさにこの「権利としてのスポーツ」が旗印であり、「スポーツの『少数者の独占』に反対し、『万人の権利』であることを主張し、『いつでも、どこでも、だれでもスポーツを』の実現をめざ」（伊藤、1975）すため、スポーツ権の確立に向けた論理構築が開始された。

こうした「<権利としてのスポーツ>主張の意義」について影山は、以下のようにまとめている。

<権利としてのスポーツ>の主張は、直接的には、スポーツの要求と条件との間のギャップからつくり出されたものといってよい。すなわち、スポーツへの要求が国民の間で非常に高まってきているにも拘わらず、そのための条件は不備で、貧困化がかえって増大してきている傾向さえ見受けられる。（中略）このようなスポーツのあり方を根本的に考え直していく必要がある。そして<権利としてのスポーツ>の主張は、このような従来のスポーツ体制の転換を求め運動のキー概念、あるいはその中心的思想であるといってよいだろう。（影山、1975、p.9）

さらには、このようなスポーツ権が旧東ドイツの憲法において規定されていることや、1975年3月にヨーロッパのスポーツ関係閣僚会議において採択された「ヨーロッパSports for All憲章」の第一条「すべての人は、スポーツを行なう権利を有する」を例にあげ、わが国では、スポーツが国民の権利としてはっきり憲法にうたわれていないものの、現憲法の条項の枠のなかにおいて、スポーツ権を読みとっていくことが必要であるとし、その可能性について述べている。（影山、1977）

この後、スポーツ権をとりまく状況は、国際的にも国内的にも、拡大の一途をたどる。国際的には、1975年の「ヨーロッパSports for All憲章」以降、1978年のユネスコ第20回総会における「体育・スポーツ国際憲章」の中で、スポーツはすべての者にとって権利であるということが高らかに謳われ、国内的にも新体連が「スポーツ権の確立をめざして一協力共同のよびか

け」(1979年)を採択・発表、同年12月には、「スポーツ権シンポジウム」を開催、また、日本教職員組合は「日本のスポーツ・遊びの現状と改革提言」(1980年)の中でスポーツが国民の権利であることを発表するといったように、1970年代末から1980年代初頭にかけて、スポーツ権の主張は大きなうねりとなって拡がりを見せた。

なかでも「日本のスポーツ・遊びの現状と改革提言」は、当時、新体連創立にもかかわっていた伊藤をはじめ、中村、関、唐木といったメンバーが理論化の中心として活躍しており、この提言は、1970年代の権利としてのスポーツを総括するものであったと考えられる。それ故、次にこの提言において主張された権利としてのスポーツが、どのような論拠を有しているのかについて見ていくことにする。

まず、この当時の国民のスポーツ要求の高まりの要因を、この「提言」は、以下の視点からとらえている。

飛躍的な生産力の発展、「高度経済成長」の政策の結果もたらされた過密・過疎、公害、都市問題に象徴される生活と地域の破壊、そして、青少年の自殺、非行に象徴される教育と文化の破壊により、「人間らしさ」が奪われていったことに対して、「人間らしさ」をとりもどきたいという要求として生み出され、同時にこの要求は、週休二日制の広がり示されるような労働時間の短縮、自由時間の増大と教育、文化要求の高まり、そして、自由と民主主義の思想の発展に支えられたことによりいっそう強いものとして国民の中につくりだされていくのである。(スポーツ・遊び問題検討委員会、1980、p.53)

こうした国民のスポーツ要求を充足させるためには、要求自体が先にも引用したように社会的に生みだされたものである以上、また、体育館一つをとっても私的に解決できるものではないという点に、国家に対して国民がスポーツを権利として主張しうる根拠を求めている。またスポーツ権の具体的な内容として、

- (1) スポーツ内容学習権：スポーツの中核は、運動技術の学習過程にあり、その学習が権利として保障されるべきこと
- (2) スポーツ自治権：自らがスポーツ活動の主人公であり、かつそれらの人々の関係が民主的関係であることを保障されるべきこと
- (3) スポーツ条件整備請求権：スポーツの享受が施設等の諸条件に依存するが故に、国家や地方自治体によってそれらが整備されることを保障されるべきこと

の3つをあげたうえで、これらをわが国の憲法における基本的人権の内容に即して見ても、前二者が国家の干渉を許さない権利としてのスポーツにおける自由権的基本権であり、後者が、国民が国家に対して要求し実現させる権利としての社会権的基本権であるという見解をとっている(スポーツ・遊び問題検討委員会、1980)。

次に、これまでに見てきたスポーツ権にかかわる議論は、主にスポーツを専門に研究している人々によるものであったわけであるが、それ以外にも1981年に、二人の法律を専門とする人々からの論文が出されている。

このうち松元(1981)は、自由権としてのスポーツ権の根拠について、以下のような論理展開をしている。すなわち、日本人には、スポーツに対する自由権的意識が、伝統的に乏しかっ

たものの、スポーツを文化とみる学問的裏付けが体育学者によってなされるに従い、他の文化活動同様、スポーツ活動は、自由と自治を享有されるべきものであることが明白となり、「スポーツは個人人格と言う基本価値を核心にもつところの人格的生存に必要な権利の要件を充すもの」(松元、1981、p.57)であることから、スポーツが憲法上保障される自由権に該当するとしている。

一方、社会権としてのスポーツ権については、国民の生活環境の悪化という現状認識にたち、人間の自然的、社会的生存の維持と存続をはかるうえで、スポーツ活動が、身体的、精神的発達に独自の機能を有することを論拠とし、スポーツの物的条件の保障については、国が積極的にその責務を負わねばならない、としている。

現実に我が国には、1961年に制定されたスポーツ振興法が存在しているわけであるが、この振興法について松元は、「スポーツの自由、自主性を認めつつも、社会権としてのスポーツ権を前提としたものではない」(1981、p.61)ことから、「スポーツ施策の具体化、スポーツの指導体制、スポーツ設備や施設の最低基準、施策の一定の法的義務づけ等強力な保障措置」(1981、p.61)に向けた立法改革が必要であると述べている。

これまでに行なわれてきた議論を概括するならば、権利としてのスポーツの自由権は認められつつあるが、社会権としてのスポーツ権については、理論的根拠を提示しうるものの、それを保障する実定法の制定が求められていると言えよう。

日本においては、「スポーツ振興法」における自由権の確認以来、それを実行しうるだけの実定法が未だ制定されず、根強い受益者負担主義の存在がその障害となっていると言え、このことを換言するならば、スポーツ権を確立するうえでの「自由権」という必要条件是満たされたものの、十分条件としての「社会権」は未成熟であり、それが今後に残された課題であると言えよう〔3〕。

4. スポーツ権を保障する「実定法」未成立の根拠

川島は、「『法』と『権利』という二つのことばは、西ヨーロッパの用語伝統の上では、単に同一の事物(現象)を別の側面から眺めて指称するにすぎないもの」(1967、p.15)であると述べている。これを前提とするとき、スポーツをする権利としての自由権だけでなく、社会権存在の理論的根拠が明らかにされているにもかかわらず、何故に、その社会権を保障する「法」が、今日の日本において立法化されるに至っていないのであろうか。

この問題を考察するうえで、予想される点は、以下の2点であろう。すなわち、第一の問題点は、スポーツ要求が高まっているとされる国民からみて、スポーツをする権利、中でも社会権についてまで権利意識が高まっているのかどうか、ということであり、第二に、権利意識があったとしても、それを保障するための実定法の制定を求めうる社会的状況にあるのかどうか、ということが問題となろう。

これらの問題を前提として、川島武宜の著書「日本人の法意識」を参考に、未だスポーツをする権利を保障する実定法が制定されるにいたっていないという現状の一要因について、検討を加えていくことにする。

4. 1. 日本人における「権利」意識の希薄性

日本において今日の法体系のもとになった法典が成立したのは、明治22(1889)の明治憲法

発布から、明治31（1898）年までの約10年間という短期間であった。これらの法典も、治外法権の制度を撤廃させるための政治上の手段であり、本来、法は、その国民の生活や思想を基盤として、あるいはそれらの実情に応じた立法化が図られるべきであったものが、「不平等条約を撤廃するという政治的な目的のために、これらの法典を日本の飾りにするという一面があったことは否定できない」（川島、1967、p.3）のものであった。ここに日本における「法」が如何に国民生活と乖離したものであったか、ということを押さえておく必要がある。

一方で、日本人における「権利」意識についてであるが、これについても川島は、「伝統的に日本人には『権利』の観念が欠けている」（1967、p.15）として、以下のような説明を加えている。

わが国の伝統的な雇傭関係の特色は、次の点にもっともはっきり見ることができた。すなわち、傭主は被傭者に対して「権力」をもってはいるが、その労働を「請求する権利」をもっている、というふうには考えられなかった。さらにこれに対応して、被傭者は傭主に対して、賃金を「請求する権利」をもっているとは考えず、「はたらかせて頂いて」「お給金をいただく」と考えていた。すなわち、両者のあいだには「権利」の関係についての意識は存在しなかった。（1967、p.17）

この例示に見られるように、こうした社会関係とその意識は、日本人の伝統的生活を典型的に示すものであり、それは、今日においても、残存していると考えるのが妥当であろう〔4〕。

また川島は、こうした社会規範の意識の希薄さ、不明瞭さを日本の言語習慣と結び付け、「本来ことばの意味は不確定で非限定的なもの」（1967、p.42）であると捉えるが故に、確定的・固定的なものであるべき「法」の持つ規定内容をも、不確定なものにしていると述べている。それ故、今日においても、日本人の思考様式の内に明確な形で「権利」を意識する基盤が形成されえないのではないかと考えられる。

さらに川島は、明治憲法における「臣民権利義務」の項と、新憲法における「国民の権利及び義務」の項を比較することによって、「権利」意識の形成が拒まれている理由を検討している。その前提として川島は、「権力」と「権利」の違いについて、以下のような理論化を行なっている。すなわち「AがAの『実力によって』Bをして一定の行為をさせる」（1967、p.22）ことを「権力」とし、「AがAの実力によってBを強制することが原則的に『禁止』されており、したがって、Bが義務づけられている当該の行為をしない場合には、『客観的な判断基準』による判断によってBの行為或いは不行為を評価するということを前提条件として、何らかの強制がBに加えられる」（1967、pp.22-23）ことが「権利」であるとしている。さらにこの「権力」と「権利」の差異は、権利においては「Aの実力行使が抑止されていること、『客観的判断基準』によってBの行為が評価されるということ、の二点にある」（1967、p.23）としている。ここには、『権利』の平面においてはAとBとは平等者として取扱われる」（1967、p.24）という前提があり、それ故に「AとBとのあいだに『権利』関係が成りたつ」（1967、p.24）のである。

こうした「権利」、「権力」観をもとに明治憲法下における「臣民権利義務」条項を見てもみるなら、その特徴は、「国民が、国民の他の一人に対してと同じように、政府に対し対等の資格で訴えることができる、ということを中心に全くとらえていない」（1967、p.50）ことにあり、その

意味において、こうした政府と国民の関係は、川島の言う「権力」関係、換言するならば支配服従関係にあったわけであり、このような状況において国民の側に「権利」がなかったことは、容易に想像できるであろう。

一方、新憲法においては、第三章「国民の権利及び義務」において、基本的人権が述べられているが、これについても川島は、「憲法が集会結社の自由・表現の自由・学問の自由等を保障するのは、これらの自由をとおして政府と国民との間の事実上の均衡をはかり、それによって『権利』の実質的な基礎をつくりだす、という機能を持つ」（1967、p.60）としており、こうした「権利」を守るためにも、権利を擁護する行動が必要であることを指摘している。

こうした記述から理解できることは、「権利」意識を国民が持つことを認められたのが、新憲法によってであり、しかも、それはいわばそのスタートラインに立ったばかりであると言っても過言ではない、ということであろう。全くと言っていい程、実際の国民生活と無縁であった「権利」が、日本の政治上の都合で、支配服従関係の「権力」という形で登場し、また、そうした憲法下で数々の「法的な不平等」を見せつけられてきた国民に対し、新憲法において与えられた「権利」が、すぐに自らのものとして実感でき、その「権利」を生かすまでにいたっていないということは、当然の帰結であろう。ここに、日本人における「権利」意識の希薄さの一要因を見ることが出来ると考えられる。

4. 2. スポーツの社会権と法との乖離

こうした日本人の「権利」意識のもとでは、たとえ権利としてのスポーツのうちの社会権について、その理論的根拠が明らかにされたとしても、すぐにそれを保障する実定法の制定につながるような運動が展開されるとは、考えにくい。松元が述べるように、「スポーツ振興法」が国家から「法」として与えられ、それが「憲法上保障されるスポーツの自由権を法律規定として明確化したものか、スポーツの私事性を表明したものか、それとも法律が単にスポーツの自由性の尊重を定めたものか十分論議されてしかるべき」（松元、1981、p.51）のものであったとしても、国民の意識が、これらを「権利」意識として高めるとは考えにくいし、ましてや、国家や地方自治体と国民の関係において、平等な平面上で「スポーツ条件整備請求権」を求めるに至るには、『権利』の実質的な基礎をつくりだす」ということが先決となるであろう。

こうした視点から見れば、スポーツ権が登場した頃に発表された諸論文は、日本人の思考様式とかけ離れたものであったと言わざるをえない。それらの論調は、例えば、「スポーツをすべての人びとに権利として保障させるには、国民がスポーツのもつ『価値』を認識して憲法と諸法律を武器に団結して闘うことが必要となってきます。」（大堀、1973）といったように、「スポーツをする権利は闘いとるもの」という「権利闘争」を求めるものであったと言えよう。しかしながら、こうした自分（達）の権利を擁護するという行為に対する一般的な対応は、「自己中心主義・平和をみだす・不当に政治権力の救済を求める・行為として非難される」（川島、1967、p.32）という思考様式から脱皮を遂げた段階においてのみ通ずるものと考えられ、新憲法によってはじめて掲げられた「人権規定」をそのスタートラインとするならば、国家との平等な関係を認識し、その上で「権利」の主張、「法」の制定というプロセスを辿る必要があるであろう。

以上のことから、これらのプロセスを飛び越えて主張された社会権が、国民サイドの「権利」意識の高まりに結びつかず、それ故にこそ、それを保障する実定法の制定にいたっていない

いと考えられる。

5. 平等性からみたスポーツ権とその存立の可能性

前節までにおいて、日本におけるスポーツ権、なかでも社会権が主張されつつも、それが実定法として成立しえない根拠について明らかにしてきた。しかしながら、「権利」意識が明白であると言われている欧米、なかでもアメリカにおいて、スポーツをする権利についての議論が、「スポーツにおける平等性」という視点から提出されてきている。本節では、サイモンの著書「フェア・プレイ」をもとに、そこにおける論点、すなわち平等性という視点からみた「スポーツの権利」における問題点、およびその権利を主張しうる範囲について明らかにすることによって、スポーツ権主張の可能性について検討することにする。

5. 1. サイモンの「スポーツにおける平等性」論

まずサイモンの議論の概略について見ていくことにする。サイモンは、大きく2つに分けて議論を進めている。第一の議論は、社会的正義と個人の権利の関係において、アメリカのスポーツが、公正であるといえるかどうかについて検討すべきである、というものであり、第二の議論は、「スポーツにおける平等と自由」についてである。

特に第二の議論において、権利を主張することが、如何なる問題を含んでいるのか、すなわち、権利は普通、権利を担う人達にとって利益であるというのが、権利を担う人達は、他の人に重要な負担を押し付けることになるかもしれない、ということをも前提としたときに、如何なる問題を含んでいるのかについて検討している。それによれば、スポーツに参加することによって得られる基本的利益に対して権利を主張することは、権利に対する義務の問題（例えば、テニスをすることによって、対戦相手からの刺激を得たいとするならば、誰かがその対戦相手をしなければならない義務を負うということ）、義務が課せられる相手方の自由の問題（例えば、先の例においては、対戦相手となるかならないかを選択しうる自由の有無）、そして権利を主張しうる限界（例えば、権利を主張することによって得ようとする利益が入手可能かどうか）等、様々な問題を抱えていることを明らかにした。

次に「我々には、スポーツの基本的利益に対する〈機会〉（という権利）が存在するかどうか」という視点から考察を加えている。まず第一に、その機会を最もよく実現する場として学校の体育プログラムの重要性に着目している。第二に、地域における公共の施設の重要性をあげている。これらを示した上で、今一度、「我々には、スポーツの基本的利益に対する〈機会〉（という権利）が存在」すべきことの重要性について述べたうえで、「基本的利益を獲得するための最小限の機会という備えは、社会的正義によって得られるかもしれないし、スポーツに参加することから得られる利益を、さらに拡大解釈したところに存在する機会は、より良い生活のための重要な構成要素であるかもしれない。そして我々は、地域社会に対し、その機会の確保を求めているのである。」(Simon, R. L.、1991、p.105)と結んでいる。

サイモンは、これまで幾人かの研究者によって主張された、アメリカにおけるスポーツ〈ポリシー〉について、「社会的正義と個人の権利の関係」という視点から問い直すことによって、これまで見落とされてきた問題点を明らかにし、社会的に不正でなく個人の権利を主張しうる範囲、すなわち「スポーツの基本的利益を得るための〈機会〉」については、社会的正義において、その権利を主張しうることを明らかにした。すなわち「平等性」という視点から見るか

ぎり、スポーツとかかわる出発点においてこそ平等であるべきであり、それ故、あらゆる人々に保障された義務教育段階での体育プログラムの重要性、及び地域社会で利用可能な公共の施設の重要性について言及していると考えることができよう。

5. 2. スポーツ権存立の可能性

サイモンの議論における平等性という視点から見たスポーツは、アメリカのプロ・スポーツにおける巨額な報酬の支払いや、優れた能力を持つ選手の優遇、という一部の人々にとって有利なスポーツ環境の存在があることを忘れてはならないわけであるが、こうした点について多くの批判を含むサイモンの議論からは、この意味で、先に述べた、権利関係は平等性を前提とするということ、及びそれ故にこそ、社会的正義が存在しうる、といった主張を読み取ることができよう。

一方、日本においても、スポーツ権を主張する人々が、国民一般に対する「スポーツ解放」を求めていることは、関(1980)の論文や、先にあげたスポーツ権の内容、すなわち、スポーツ内容学習権、スポーツ自治権、スポーツ条件整備請求権が、サイモンのあげた具体例と同一なことからも理解できるところである。すなわち、日本において主張されてきたスポーツ権も、当然の事ながら、平等性という視点を根底においていることは、明らかであろう。

関が指摘するように、「正当性・権利・法は、それを要求する人民の熾烈な闘いによって闘いとられてきたもの」であり、「権利のための闘いは、担い手の要求に対する自覚と信念にもとづく内発的な意欲を原点にしている」(傍点筆者)(1980、p.16)ということを前提とするならば、4において検討した「日本人特有の権利意識の希薄さ」故に、この「担い手の要求に対する自覚と信念」が、現状においては未成熟であり、様々な形でスポーツ権の科学的根拠を明らかにしえたとしても、それが直接的に「法」として顕現化するに至っていないと考えられる。

しかしながら、現状の日本人におけるスポーツ行動を、どのように捉えることができるであろうか。平成4年4月に出された「レジャー白書'92」(余暇開発センター、1992)によれば、「時間の柔軟化」(すなわち、1日の仕事時間や週の休みについて選択の幅が広がること)が、個人の意識をより積極的・自立的な傾向へと強めるようになり、さらには、「空間の柔軟化」(すなわち、日常の近隣空間や自然空間といった、日常生活圏の余暇基盤の充実)が、都市の盛り場や郊外レジャー施設、行楽地といった、現在、「偏り」の見られる余暇空間に変化を与えることになるとし、その結果が、「より安い料金でより良いサービス」の実現につながり、「分散型余暇社会」へと向かうことになると指摘している。

こうした指摘は、今後、余暇時間の増大、およびその柔軟化が進むことによって、個人の生活行動が積極的となり、自らが自らの判断で、自らの生活を楽しむ傾向を強めていくと考えられ、この点において、スポーツ活動もまたその一部分を占めるであろうことは、十分予測され、自らが主体となってスポーツを行なおうとする意識は、今まで以上に高まるものと考えられる。

にもかかわらず、文部省は、日本人の意識は、オリンピックに代表される各種国際競技大会について、「ほぼ8割の者が日本選手の国際舞台における活躍のための社会的援助を肯定している」(文部省、1991、p.434)とし、平成元年(1989)保健体育審議会が出した「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」の提言をふまえ、平成2年(1990)にスポーツ振興基金を創設、その250億円を政府から出資したものの、その主たる使い道がほとんど、日本選手の国際舞台における活躍を目指したものにへの支援が強化されたものとなっている〔5〕。

一方で、生涯スポーツの推進を掲げて取り組んできたと言われている、スポーツ施設の整備についても「昭和60年における体育・スポーツ施設数は、全国で約29万か所であり、第1回目の調査を行った44年の約15万か所と比べて約2倍に伸びている」（文部省、1991、p.423）とは言え、表1〔6〕に見られるように、大きな伸びを示しているのは、民間の営利を目的とした施設であり、このことは、一部の人々によってのみ使用される可能性が高い施設のみが増加したと言わざるをえない。

このような状況を見るかぎり、実質的には、スポーツを行なおうとする人々にとって、不平等な状況が進行していると考えられる。これまで余暇行動は、「時間の使い方やそこでの行動の内容を他から強制されて『しかたなく』決め」（余暇開発センター、1992、p.106）られていたものが、自立した余暇行動へと向かうとき、これまで意識されなかったものが顕在化し、そこに「権利」意識が芽生えるとしたならば、現状における不平等感を軸に、今一度、スポーツ権を主張する機会が生じると考えられる。ここに「スポーツ権存立の可能性」を見ることができよう。

6. 結語

本研究において、1960年代半ばから1980にかけて論じられたスポーツ権論が、今日に至るまで、その法制化という成果をあげるに至っていない理由について、国民の意識に焦点をあて、解明を試みた。

そこから言えることは、明治以降、日本人と法の関係が、支配服従関係という立場におかれ、それ故、権利を構成する上で、最も基本となるべき、政府と国民の関係が平等の立場に立ちえる状況になっていないこと。また、それ故に、日本人の権利意識が希薄なことを明らかにした。次に、この平等性という視点が、今日における国民のスポーツ権を支える論拠となりえること、さらには、これからの余暇状況の変化によって、今一度、スポーツ権論が国民の意識に作用することが可能であることを論じた。

1958年、スポーツ振興法制定にあたって、民間のスポーツ団体や学校教育関係および地方公共団体からなる、「スポーツ振興法制定促進期成会」が結成され、政府・国会に対する促進運動と国民世論の啓発運動が展開されたように、今後、こうした運動を再燃させるためにも、現状に適合した、さらなるスポーツ権論の展開が必要であると思われる。

註及び引用参考文献

- 〔1〕 後段の5.2でも指摘するが、昭和44年以来、昭和60年までに、全国におけるスポーツ施設の総数は約2倍に伸びているが、中でも、民間の営利的施設は、6.5倍の伸びを示している。
- 〔2〕 影山（1977：権利としてのスポーツ、現代スポーツ論序説、スポーツを考えるシリーズ1、大修館書店、p.230）によれば、「権利としての考え方は、それ（新体連の発足時1965年11月のこと、筆者）以前にももちろんあった。（中略）その権利思想も、一部の人びとによる、『政治からの中立』や『官僚統制の排除』といったいわば〈自由権〉的な考え方が中心であった。」として、「権利としてのスポーツ」という考え方が、新体連の発足によって、「社会権」を含むかたちへと、変化したことを述べている。
- 〔3〕 スポーツ振興法12条において、「国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の

政令で定めるスポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ）が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。」としているが、このための政令は、現時点（1992年）で制定されるに至っていない。

しかしながら、こうした状況に応ずる一つの方法として、浜野は「体育・スポーツ条例」をあげ、それについて以下のように説明している。

「このような条件整備行政の立ち遅れによる法規の未整備領域では、体育・スポーツ条例を現行法規の支えとして機能させる必要が生じてくる。ここでいう〈条例〉とは、体育・スポーツの本質、原理に即するがゆえに、規範的要請が湧出してくるものをいう。そして、そうした体育・スポーツ条例は、成文法の補充法としての役割だけではなく、成文法規を解釈するにあたって基準としてのはたらきも期待されることになる。体育学を中心としつつ他の諸科学の協力を得て、具体的な体育・スポーツ条例を構築していくことが今後の重要な課題であろう。」（浜野吉生、1987：『スポーツ関係法規』の項目、岸野雄三代表編集、スポーツ大事典、大修館書店、p.542）

〔4〕 川島は、今日において見られるこのような社会関係の産物として、賃金・俸給の一部が「賞与」という名称と呼ばれ、傭主の思召し・恩恵等の意味をもっていることや、賃金・俸給外の給与と見るべき福利施設や福利事業に多額の企業経費が使われているという事実からも、窺うことができるとしている。（1967、p.18）

〔5〕 スポーツ振興基金について、文部省編集の「我が国の文教政策、第7章 体育・スポーツ及び健康教育の振興」では、以下のような記述がある。

「スポーツ振興基金は、政府出資金250億円と民間からの寄附金を加えて造成され、その運用益により、(1)スポーツ団体が行う強化合宿、対抗試合等の選手強化活動に対する援助、(2)国際的・全国的な規模の競技会、研究集会、講習会の開催に対する援助、(3)選手・指導者が安んじて選手強化活動に打ち込めるようにするため、選手・指導者のスポーツ活動等に対する援助、(4)未登峰の登頂などの国際的に卓越したスポーツ活動に対する援助などの事業を行うものであり、同基金の設置により我が国スポーツ振興のための支援体制の強化が図られることとなった。」（文部省、1991、pp.422-423）

こうした基金が「我が国スポーツ振興」のためになると述べているが、これは、あくまで、一部の選手のためであり、それを国民が強く待ち望んでいた、とする考え方は、権利論からいって、とても平等な場に国民をおこうとしないものであると考えられる。

〔6〕

	昭和44年	昭和60年	伸 率
民間非営利	2,522	16,741	6.64
民間営利	4,184	27,148	6.49
公共施設	10,193	29,332	2.88
職場施設	23,768	60,777	2.56
学校施設	107,392	158,119	1.47
総 数	148,059	292,117	1.97

表1 スポーツ施設の増加率

（文部省、1991：「我が国の文教政策」、p.424、『体育・スポーツ施設の設置状況の推移』より作成）

- (1) 堀尾輝久 (1971) : 現代教育の思想と構造、岩波書店
- (2) 伊藤高弘 (1975) : スポーツ権とスポーツ運動、体育科教育、Vol 23, No.10、pp.11-13
- (3) 影山健 (1975) : 国民の権利としてのスポーツ、体育科教育、Vol 23, No.10
- (4) 影山健他編 (1977) : 権利としてのスポーツ、現代スポーツ論序説、スポーツを考えるシリーズ1、大修館書店、pp.230 - 278
- (5) 川島武宜 (1967) : 日本人の法意識、岩波新書
- (6) 岸野雄三代表編集 (1987) : スポーツ大事典、大修館書店
- (7) 松元忠士 (1981) : スポーツ権の法理論と課題、法律時報、Vol.53, No.5、pp.51-62
- (8) 文部省 (1991) : 我が国の文教政策、大蔵省印刷局
- (9) 永井憲一 (1972) : 権利としての体育・スポーツ、体育科教育、pp.55-59
- (10) 中村敏雄 (1980) : スポーツ権の意義と課題、季刊教育法、No.37、pp.106-113
- (11) 岸野雄三代表編集 (1987) : スポーツ大事典、大修館書店
- (12) 大堀孝雄 (1973) : 暮らしのなかにレクリエーションとしてのスポーツを—国民のための日常化・大衆化をめざして—、月刊社会教育、p.13
- (13) 大川陸夫 (1981) : スポーツの権利、社会主義法研究年報、No.6、pp.127-144
- (14) Robert L. Simon (1991) : Fair Play ; Sports, Values, and Society, Westview Press, pp.93-105
- (15) 関春南 (1980) : 権利としてのスポーツ理念—スポーツの価値意識の転換、国民教育、No.46、pp.15-31
- (16) スポーツ・遊び問題検討委員会 (1980) : 日本のスポーツ・遊びの現状と改革提言、国民教育、No.46、pp.50-67
- (17) 内海和雄 (1988) : スポーツの権利と公共性、一橋論叢、No.99、pp.29-48
- (18) 余暇開発センター (1992) : レジャー白書 '92、余暇開発センター